

# 令和5年度新冠町臨時特別給付金のご案内

新冠町では、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を特に受けている低所得者世帯（令和5年度住民税非課税世帯）に対し、先般より3万円の給付金の支給を実施しておりましたが、さらに令和5年度住民税非課税世帯に対し7万円の給付金、令和5年度住民税均等割課税世帯に対し10万円の給付金、上記2本の給付金に該当する世帯の18歳以下の児童・生徒1人あたりに対し、5万円を加算する給付金事業を実施しております。本給付金の対象世帯には既に郵便で確認書及び申請書を発送しておりますので、ご確認いただき確認書の返送及び申請書の提出をお願いいたします。ご不明な点は、下記までお問合せください。

**【お問い合わせ先】新冠町役場 町民生活課(1階 2番窓口)**  
**電話:0146-47-2112 受付時間:平日8:30~17:15**

《令和5年度住民税非課税世帯給付金（1世帯あたり7万円）》

支給対象世帯	手続方法	申請期限
<p><b>① 令和5年度住民税非課税世帯</b> 令和5年12月1日において、新冠町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯。 <u>※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</u></p>	<p>対象となる世帯には、町から確認書（黄色の紙）を送付しております。必要事項をご記入いただき、申請期限までにご返送いただくか、役場町民生活課までご持参ください。</p>	<p>令和6年 5月31日 （金）まで</p>
<p><b>② 令和5年1月2日以降に新冠町に転入した方や住民税未申告の方</b> 町で課税状況（令和5年度住民税）が分からないため、課税状況の確認をいたします。</p>	<p>対象となる世帯には、町から申請書（白色の紙）を送付しております。令和5年度住民税非課税世帯に該当し、申請書に記載している【誓約・同意事項】を確認いただいて該当する場合は申請書に必要書類を添付して申請期日までにご返送いただくか、役場町民生活課までご持参ください。</p>	<p>令和6年 5月31日 （金）まで</p>

《令和5年度住民税均等割課税世帯給付金（1世帯あたり10万円）》

支給対象世帯	手続方法	申請期限
<p><b>① 令和5年度住民税均等割課税世帯</b>                      令和5年12月1日において、新冠町に住民票があり、令和5年度住民税均等割課税者のみで構成されている世帯、または令和5年度住民税均等割課税者がおりその他非課税者で構成されている世帯。  <u>※令和5年度住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。</u></p>	<p>対象となる世帯には、町から確認書（青色の紙）を送付しております。必要事項をご記入いただき、申請期限までにご返送いただくか、役場町民生活課までご持参ください。</p>	<p>令和6年 5月31日 （金）まで</p>
<p><b>② 令和5年1月2日以降に新冠町に転入した方や住民税未申告の方</b>                      町で課税状況（令和5年度住民税）が分からないため、課税状況の確認をいたします。</p>	<p>対象となる世帯には、町から申請書（白色の紙）を送付しております。令和5年度住民税均等割課税世帯に該当し、申請書に記載している【誓約・同意事項】を確認いただいて該当する場合は申請書に必要書類を添付して申請期日までにご返送いただくか、役場町民生活課までご持参ください。</p>	<p>令和6年 5月31日 （金）まで</p>

《こども加算金（児童・生徒1人あたり5万円）》

支給対象世帯	手続方法	申請期限
<p><b>令和5年度住民非課税世帯及び令和5年度住民税均等割課税世帯</b>                      上記いずれかの給付金に該当する世帯において、18歳以下の児童・生徒を養育している世帯。</p>	<p>対象となる世帯には、町から非課税世帯に係る確認書（黄色の紙）、申請書（白色の紙）、均等割課税世帯に係る確認書（青色の紙）、申請書（白色の紙）を送付しております。必要事項をご記入いただき、申請期限までにご返送いただくか、役場町民生活課までご持参ください。</p>	<p>令和6年 5月31日 （金）まで</p>